



令和5年度の 国等の契約の基本方針 について

令和5年6月中小企業庁

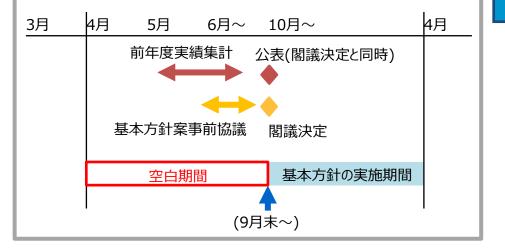
○ (前提) 基本方針の策定スケジュールについて

◆ 各年度の契約の基本方針は、本来は年度当初から適用すべきことから、昨年度より、「<u>年度スタートの</u>できる限り早い時期」に基本方針を閣議決定し、より効果的な適用を目指すこととしたところ。

従来

【問題点】

・基本方針を前年度実績が確定したのちに検討を開始していたことから、従前は、新年度開始後、半年程度経ったのちに基本方針が閣議決定されており、新年度開始から新たな基本方針が決定されるまでの空白期間(約半年)は目標値がない状態で事業が行われていた。

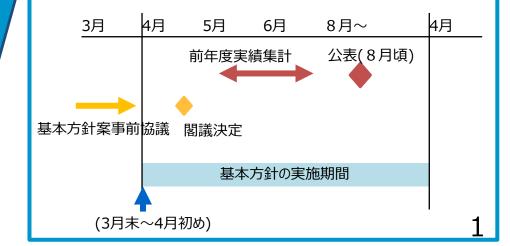


変更後

・ 基本方針の**閣議決定時期を、予算成立後、出 来る限り早い時期**とする。(3月末~4月初め)

【効果】

- → **空白期間が解消/可能な限り短縮**され、**年度の 当初から**の基本方針の措置事項を**適用可能。**
- → 実績値公表の早期化



- ○令和5年度の基本方針について
- ◆ 令和5年度の契約目標をはじめ、以下の内容について、4月25日に閣議決定。
- <u>1.契約目標</u>
 - (1)中小企業・小規模事業者向け契約目標

比率:61% 金額:5兆6,598億円 (官公需総見込額:9兆2,784億円)

(参考: 令和4年度目標 61% 5兆2,738億円、令和3年度実績 50.1% 4兆6,535億円)

(2)新規中小企業者※向け契約目標(比率) ※ 創業10年未満の中小企業・小規模事業者 比率: 3%以上 (参考: 今和4年度目標 3%以上、令和3年度実績 1.01%)

- 2. 中小企業者の受注の機会の増大のための措置
- (1) 労務費、原材料費、エネルギー等の上昇への対応

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の**実勢価格を反映するとともに、変化が生じた場合には、 適切に対応する**。

- (2) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し
 - ① 最低賃金の改定額等の最新の実勢価格等を踏まえて、適切に予定価格を作成。
 - ② <u>大幅な改定があった場合には、</u>受注者に対し確認し、<u>最低賃金引上げ分の円滑な価格</u> 転嫁を図るための契約金額に変更。

○令和5年度の基本方針について

3. 新たな措置等

(1) 少額の契約における電子的手段の利用

少額随契を公募方式で実施する場合は、公示と、見積書提出について、電子的手段を導入。

(2) スタートアップに関する取組(<u>詳細は別途</u>)

- ① 各府省等の調達機関に対する、スタートアップの新技術等の情報提供。
- ② 調達手続等の見直し
- ③ J-Startup 等の活用

(3) その他の主な改正点

- ① インボイス発行事業者ではない者を入札から排除することは適切ではない

 旨を追記。
- ② 災害時の燃料供給協定を結んでいる石油組合との間で、国は随意契約を締結できる旨を明確化。